

陽気づくめ 「上も我々も同様の魂」をめぐって

—天理教と大逆事件—

天理教は、狭義と広義の二つがある

天理教(てんりきょう)は、日本で江戸時代末に成立した(開教は天保9(1838)年とされる)新宗教の一つ。中山みき(1798(寛政10)年—1887(明治20)年)を教祖とする宗教団体である。**狭義**には奈良県天理市に本拠地を置く包括宗教法人(宗教法人天理教)およびその傘下の被包括宗教法人(教会本部及び一般教会)を指すが、**広義**には中山みきが伝えた教義そのものを指す場合があり、信仰する単立の宗教法人(「天理教豊文教会」—最高裁の判例で「天理教」の使用が認められている)もある。(「ウィキメディア」の記述に赤字部分を補足。)

『別冊宝島—「日本の新宗教」』にまとめられている天理教(狭義)の教理

この世と人間を創った親神「天理王命」を信仰

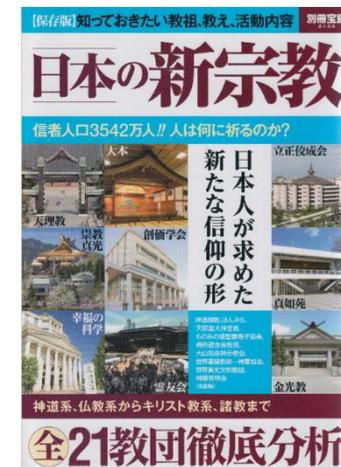
天理教では「**天理王命**」という神様を信仰している。「神と人間の関係は親子であり、人間は皆兄弟姉妹である」という教えから、天理王命は「親神様」と呼ばれている。

親神「天理王命」はこの世と人間を創った「元の神」であり、その一切を守護している「実の神」である。親神が人間を創造したのは、「人々が“**陽気ぐらし**”をする姿を見て、神も共に楽しみたい」という思いからだ。た。「陽気ぐらし」とは、世界中の人々が心を澄まし、互いにたすけ合って暮らす世の姿を指す。この「陽気ぐらし」の実現こそ、天理教信仰の核心であり、目的なのだ。

教祖、中山みきの教えを一言で表現しようとするならば、それは「陽気づくめ」であろうことは、「みかぐらうた」や「おふでさき」を読めばわかる。ところが今の「天理教」は「陽気ぐらし」を使っている。いつ頃、なぜ「づくめ」は「ぐらし」に変わったのだろうか。

このことを考えていくと、教祖の教えのキーワード、「上も我々も同様の魂(人間の平等)」に対する考え方の問題に行き着く。そしてそれは明治43(1910)年に起きた大逆事件の発端でもあった。

左の文はごく通俗的な本に出ている狭義の天理教の教理である。「陽気ぐらし」が信仰の核心で目的だとしている。その実相に迫ってみよう。



おふでさき「みかぐらうた」の中には陽
氣ぐらし「は一例もない

おふでさき「中のおふきづくめ」用例 十九例

よふきづくめ (よふきづくめ)

よふきづくめ、よふきづくめ

いちれつに神がそふちをするならば
心いさんてよふきづくめや 三 54

しんぢつにこのほんみちがついたなら
すへはたのもしよふきづくめや 四 77

上たるの火と水とをわけたなら
ひとりさをさまるよふきづくめに 六 5

月日よりこの一ぢよをはらしたら
あとのところわよふきづくめや 七 92

にちくによふきづくめとゆうのわな
いかなる事やたれもしろまい 七 93

月日にハとのよな事も一れつに
みなにをしへてよふきづくめに 七 108

せかいぢうみな一れつハすみきりて
よふきづくめにくらす事なら 七 109

だんくにとにちく心いさめかけ
よふきづくめをみなにをしへて 十 61

このさきハせかへぢううハどこまでも
よふきづくめにみなしてかゝる 十 103

いま、でと心しいかりいれかへて
よふきづくめの心なるよふ 十一 53

にちくひとり心がいさむなり
よふきづくめの心なるよふ 十一 55

月日よりにちく心いさめかけ
よふきづくめにしてかゝるでな 十一 56

これさいかみへきたならば一れつわ
とななものでもよふきづくめや 十二 45

あとなるハよろづ月日がひきうけて
いつくまでもよふきづくめに 十二 57

それからわせかいぢううハきがいさむ
よふきづくめにひとりなるぞや 十三 25

これからハ心しいかりいれかへて
よふきづくめの心なるよふ 十四 24

月日よりよふきづくめとゆうのをな
これとめたならさねんゑるなる 十四 27

これさいかたしかにしよちしたならば
いつまでいてもよふきづくめや 十四 55

このみちをはやくみとふてせきこんだ
さあこれからハよふきづくめや 十七 23

『みかぐらうた』 一例。

(五下り目)

五ツ いつまでしん／＼したとても

やうきづくめであるほどに

【おさしづ】 「陽気づくめ」、一例。「陽気ぐらし」、五例。他に「陽気遊び」がある。

※明治二十一年四月二十八日（別のさしづー一〔巻〕、一五二〔通頁〕）・・・日々見え来る、年々見え来るはいかなる者も、さあ／＼一時成ると言うた事皆忘れ、聞いた道来るかいな、何事も噂聞く。めん／＼思やん要らん。日々陽気づくめの道を知らそ。／

※明治二十六年二月二十六日（村田幸助妻すま身上願一三、一七四六）・・・事情先々、何たる事情、これ事情さらに要らん。これまで陽気ぐらしの事情聞いて居る。なれど陽気どころやない。一人身上迫り、何たる處やない。日々陽気ぐらしどころやない。・・・／

※明治二十八年五月二十八日朝（教長御身上の願一三、二二八三）・・・二人事情の思やん、我も思い俺も思い、先々は何も言うやない、思うやない。これから先は陽気ぐらし陽気遊びという、楽々の心を一時定めにならん。この理を諭し置こう。／

※明治二十八年五月三十一日夜十時頃（教長脳の芯痛むに付身上願一三、二二八六）・・・身の内切なみ無けにや楽しみ諭す／＼。神一條實と取りて治めてみよ。又しても苦勞は、心で苦勞して居たのや。楽しみ、心改めたら苦勞あろうまい。陽気遊びと言うたる。陽気遊びというは、心で思たりして居た分にや、陽気遊びとは言えまい。これから心に悔やしみありては、陽気ぐらしどころやない。・・・／

※明治四十年四月二日（午前八時上田ナライトの普請の事に付、・・・一六、四六四四）・・・一時に言うた處がどうもならん。一つ／＼固め。固めたら強い／＼。一つ／＼固め、一つ／＼組み上げ。組み上げたら強いものやで。後は陽気ぐらし。心程強いものは無い。心ほど弱いものは無い／＼。・・・（「おさしづ」全体の量から見て、「陽気・・・」の使用例は少ない。）

「おさしづ」では、「陽気づくめ」と「陽気ぐらし」がある。両者に意味の違いはあるのか。

※明治二十三年六月十七日午前三時半（続いて本席身上お救け下さるよう願一一、七二三）・・・ふしぎふしんをするなれど、誰に頼みは掛けん。皆寄り合うて出来たるなら、人も勇めば神も勇む。ふしぎふしんをするからは頼みもせん。よう／＼の事始め掛けた。世界雨が降る、難儀や、えらい年やなあと言う。こいら一つの理を思い、よう聞き分け。怪しい話やなれど、皆ちゃんと寄せて締めて見よ。これからどんな普請せんならんかも知れん。本普請はいつの事やと思う。不思議の中で小言はこれ嫌い、陽気遊びのようなが神が勇む。・・・

「ふしぎふしん」とは、「陽気づくめ」を作り出す普請であるが、その普請をする人々の心持ちを、「陽気遊び」（「陽気ぐらし」「陽気遊び」は同じような意味として使われている）と表現している。では、「陽気」という心持ちとは、どのようなものか。

※明治二十二年十月三十一日（上田ナライト身上障り願一一、五四六）・・・一つも気兼事情は要らん。これだけ無くば理は要らん。めん／＼拵える。切りが無い。内々揃うて、誰がどう、十分理を頼もしや。今日も陽気々々、遠き事情待ち兼ね、よう／＼通り掛けじゃ。長らえて事情待つという心無い。日々やれ／＼楽しむ心あれば十分。

※明治二十三年六月三日（増田甚七左の目障り願一一、七〇六）・・・成らん事情を勤めよう、運ぶと言うても成らん事は出来ようまい。心だけの事をして居れば、心の内陽気なものや。・・・

※明治二十四年六月三日（寺田半兵衛娘たき二十六才身上願一、一〇八六）・・・どうなりこうなり日々の處、案じてはならん。案じれば案じる埋が回る。・・・身上から尋ね出したら、案じんという事情治めにやならん。**陽氣**の處、事情以て日々という。・・・

※明治三十年十二月十一日（橋本清辞職は聞き届けしが、前川菊太郎より辞職願出されしに付、如何取り計らいまして宜しきや願一四、二八五四）・・・神が連れて通る**陽氣**と、めん／＼勝手の**陽氣**とある。勝手の**陽氣**は通るに通れん。**陽氣**というは、皆んな勇ましてこそ、真の**陽氣**という。めん／＼。楽しんで、後々の者苦しますようでは、ほんとの**陽氣**とは言えん。・・・

※明治三十三年九月十四日（本席身上願一五、三八四一）・・・指五つに加わりてくれ。あんな者あんな者と言うその中に一つ理結んで年重ねたら、どのくらいの者に成るとも分からん。皆信心から寄り合うたる。・・・道理から尋ね返やす處、運び会うて繋ぎ会うて、**陽氣**の心治めるなら、又々五本の指を栄えるというさしづして置こう。

※明治三十五年三月十四日（刻限御話一六、四四三〇）・・・はあ結構やなあ、一日の日楽しめば、あちらへ行きこちらへ行き、**陽氣遊び**するも同じ事。心妬み合いするは、煩うて居るも同じ事。・・・

「**陽氣**」とは、人類究極の目標である「**陽氣づくめ**」世界の建設という「**ふしぎふしん**」をするための心持ちなのであって、「**陽氣ぐらし**」の心を持つことが最終的な目的ではない。このことを、『おさしづ』の用例から理解できる。

陽氣づくめは世直しの信仰

陽氣づくめという言葉がどのように使われているかを知るために、代表的な使い方が十一号に連続して使われていますので、そのところを抜粋させていただきます。

おふでき【11-53~57】いまゝでと心しいかりいれかへて **よふきづくめ**の心なるよふ／＼ この心どふしてなるとをもうかな 月日たいない入こんだなら／＼ にち／＼にひとり心がいさむなり **よふきづくめ**の心なるよふ／＼ 月日よりにち／＼心いさめかけ **よふきづくめ**にしてかゝるでな／＼ このはなしなんとをもふてきいている たすけーIぢよのもよふばかりを

これらのおうたは、今までは吾さえよくばという心でいたが、陽氣づくめの心になるようにと、陽氣づくめ世界をつくる心構えという一つの信仰の姿を指してしるのです。陽氣づくめの心とは、難渋をたすけて、**陽氣づくめの世に世直しする心**であり、一言で言えば、**人をたすける心を陽氣づくめの心**と言っているのです。（『ほんあづま』No298.P13.八島英雄）

「陽氣づくめ」とは、世直しの信仰であり、世直ししようとする心、人をたすけようとする心である。

陽氣づくめ」から「陽氣ぐらし」へ

天理教の機関誌『道乃友(みちのとも)』は、明治二十四(一八九一)年に創刊され、現在まで途切れることなく発行され続け、保存もされている。日本では稀有な存在である。それゆえ、教内用語がいつ頃、どのように変わったかを知る上ではたいへん重宝である。では、「陽氣・・・」はどのように変わっただろうか。

◎陽氣づくめ

本部

塩井りん子

此の教へは樂み勇んで、陽氣づくめで通る道で御座ります。此陽氣づくめの道の中でも一手一つの精神ほど強い固いものは御座りませぬ。大風が吹こうが大水が出よふが、此の心ばかりは決してごうもなりませぬ。さすれば一分なりとも早く、一秒なりとも早く出さして貰ひ、導びかして貰ひ、全じ心を合し繼いで、百人より二百人、二百人より三百人と一人でも多く此の道へ導びかねばなりません。之れ即ち御互ひに婦人會員たる本分を盡すのであらうと存じます。御互ひに此の本分を盡さしてもらふてこそ、明かなる誠の正道へ出さして頂ける事が出来るので御座ります。そこで御承知の通り、信仰には信仰の

五十一

道乃友』明治四十五年(大正元年)2月号

明治四十五(大正元)年には、「陽氣づくめ」が使われている。

改元とよきづくめ

今上陛下御政祚あらせられて、直ちに改元の事あり、「大正」と號せらる。『大正』は、易に「大享以正、天之道也」とあるに典據せられたるものにして、之れを大畜に見るに「剛健篤實輝光、日新其德、剛上而尚覽、能止健、大正也。」とあり。剛と云ひ、健と云ひ、新と云ひ、光と云ふ何れか皆、陽氣の意を示さる。由來我が天理教は、陰氣を退けて陽氣を尙び、消極を去つて積極に就き、汚穢を離れて清潔に向はん事を教ゆる『よきづくめ』の宗教也。

本教は、明治二十一年教會設置の公認を受けてより、年々歳々、駭々乎として進歩發展し、今や居然たる一大宗教團體とあり。これ一に、其教徒等が能く教祖の衣鉢を襲ひて、陽氣の心を持ち、陽氣の活動をなしたるが爲めのみ。然れ共、人心は稍ともすれば萎靡し、萎靡して停滯し、停滯して腐敗し、腐敗してバチルスを生ずるをいとせず。されば陽氣の教を耳にし、陽氣の心を持せざるべからざる我が天理教徒も、同じく世間一般人の通有性を有する限り、人として免れ難き沈滯の氣の時、又、個人の中に、教會の中に發生して、進歩を妨げ、發展を害し、延いて腐爛するをからんや。

バチルスは、天より降らず、地より湧かず、各人の心の中の埃より起る。埃は微細微小にして、常に人間意識の感覺に觸れずして生じ、積り積りては大山をなすに至る。茲に於てか、平素祓除の用意、寸毫も懈怠あるべからず。固より我等は、不燼不滅、用ひて極りなき不思議の靈を神に享く。教祖の助を蒙り、教理の道を辿り、常に健、常に剛、日其德を新にせば、庶幾くは大正の時代は、我等天理教徒の上に、更に赫々たる光輝を與へ、眞に『よきづくめ』の人たるを得しめん。

『道乃友』大正元(1912)年9月号

大正六年に「陽氣ぐらし」が出てくる。

陽氣ぐらし

武谷兼信

御教祖の御遺訓に

『月日には人間はじめかけたのは、陽氣ゆさんが見たいゆゑなり』

『世界にはこのしんじつを知らんから、みなごこまでもいづむばかりで』

と仰せられたる所より察するに、最初神様が人間を御造り下されたる第一の目的は、人間に「陽氣ぐらし」をさせて、神と共に樂みたいとの御思召であつたに相違ない。然るに人間は、神様の愛子たる多數人間の間に造られたる此の世界を、吾れ一人のために造られたるものゝ如く誤解して、身引き身慾の

心にて、吾れさへよくば人はどうでもといふやうな自分本位の濁つた心にて通り來りたるがために、神様の御思召に背き、天理に背いたる結果、遂に病氣災難不自由といふやうな、いまはしき現象があらはるゝこととなりて、病氣に苦しみ、災難に泣き、不自由をかこつ人多くなり行き、従つて自分の思ふやうにならず、好きなやうにならぬにつけては、自然く、いづむやうになり、陽氣であるべき此の世界は陰氣となり、樂みに満つるべき此の世界は苦みに満ちたる世界となつたのである。

御慈悲一條にてあらせられる親神様には、此の悲

『道乃友』大正6年4月号

惨なる人間世界の有様を御覽遊ばされ、如何にも残念に思召し給うて、一日も早く苦境より救ひ上げんと思召し給へども、一列の人間が是迄通りの心遣ひにては、天理として世界のたてかへは不可能なれば神の意思を説き、天理を論じて、其の根柢たる心のたてかへをなさしめんと思召し立ち給うて、本教を御開き下されたのである。さればこそ御遺訓の中には「今迄と心しいかり入れかへて、陽氣づくめの心なるよふ」と仰せられ、御神樂歌の中には、「いつも助けがせくからに、早く陽氣になりてこい」と仰せられたのであらうと思ふ。

三

思ふやうになつたといつては喜び、好きなやうになつたといつては勇むといふやうな喜び方や、勇み方は誰れにも出来ることであるが、それでは眞の陽氣とは云はれない。又むやみに飛んだり、はねたり

元來案じや心配のために陽氣になられぬのも、嫌いなことや思はしくないことの出来た場合に心のいづむのも、心の底に身引き身慾の勝手心があるからである。此の勝手心を去り、心澄み切り、天理教典に示されたるが如く、「人間の自分を盡し、天神の命を待つ」、的の美しい、淨らかな誠の心にて通れば日々は必ず陽氣に勇んで暮される筈である。御教祖の御遺訓に、「心さいすきやかすんだことならば、ごんなことでも樂みばかり」と仰せられたのは、此の邊の理を御さとし下されたものであらうと思ふ。

五

斯く心をすませ、「たんのう」の理を修めて、ごんな所も自分の過去に作つた因縁の現はれと悟つて、おわび、ごんげ、たてかへにいそしみつつ、日々嬉び勇んで、精神的に「陽氣ぐらし」を續けて行くことが出来れば、其の理に依りて、悪因縁は次第く

歌つたりするだけでも眞の陽氣ではない。斯かる種類の陽氣では、思はしからぬことが出来たり、嫌いなことが出来たりした、場合に必ず陽氣は去りて陰氣になるに違ひない。神様が「陽氣づくめの心なるよふ」、「早く陽氣になりてこい」と仰せられた陽氣は言ふ迄もなく、眞の陽氣であつて、如何なる場合にも神様の御恩を感じ、借物賃物の理を忘れず、自分の因縁を自覺して、ごんなことがあつても、ごんな目に出會つても、これは自分が過去に作つた因縁の現はれである、過去に蒔いた種子の生ねたるものであると悟りて、自分の因縁のざんげをしつゝ、所謂「たんのう」の理を修めて、これで結構、これこそ過去に作つた悪因縁を切つて頂くことが出来るのである、と難儀、苦勞、不自由の中から、眞實喜んで、勇んで通ることであつて、これが眞の陽氣である。

四

に切つて頂くことが出来るに相違なく、悪因縁が切れるに従つて、嫌いなことや、思はしからぬことは次第く減少して、好きなことや、望まじきことが次第に出来てくるやうに成るべく、其の中を更に「陽氣ぐらし」を續けて行けば、遂には悪因縁は切れて白因縁の人となり、病氣、災難、不自由等のいまはしきことは求めても来らず、健康、幸福、自由等の望まじきことは求めずとも来るやうになり、精神的には勿論、物質的にも眞の「陽氣ぐらし」をさせて頂くことが出来るやうになるに相違ない。神様の愛子たる人間をして此の境涯に入らしめんことこそ、實に大神様の望み給ひ、せき込み給う所にして御教祖五十年の御苦勞の眞意も、要するに茲にやりしことと思ふ。(完)

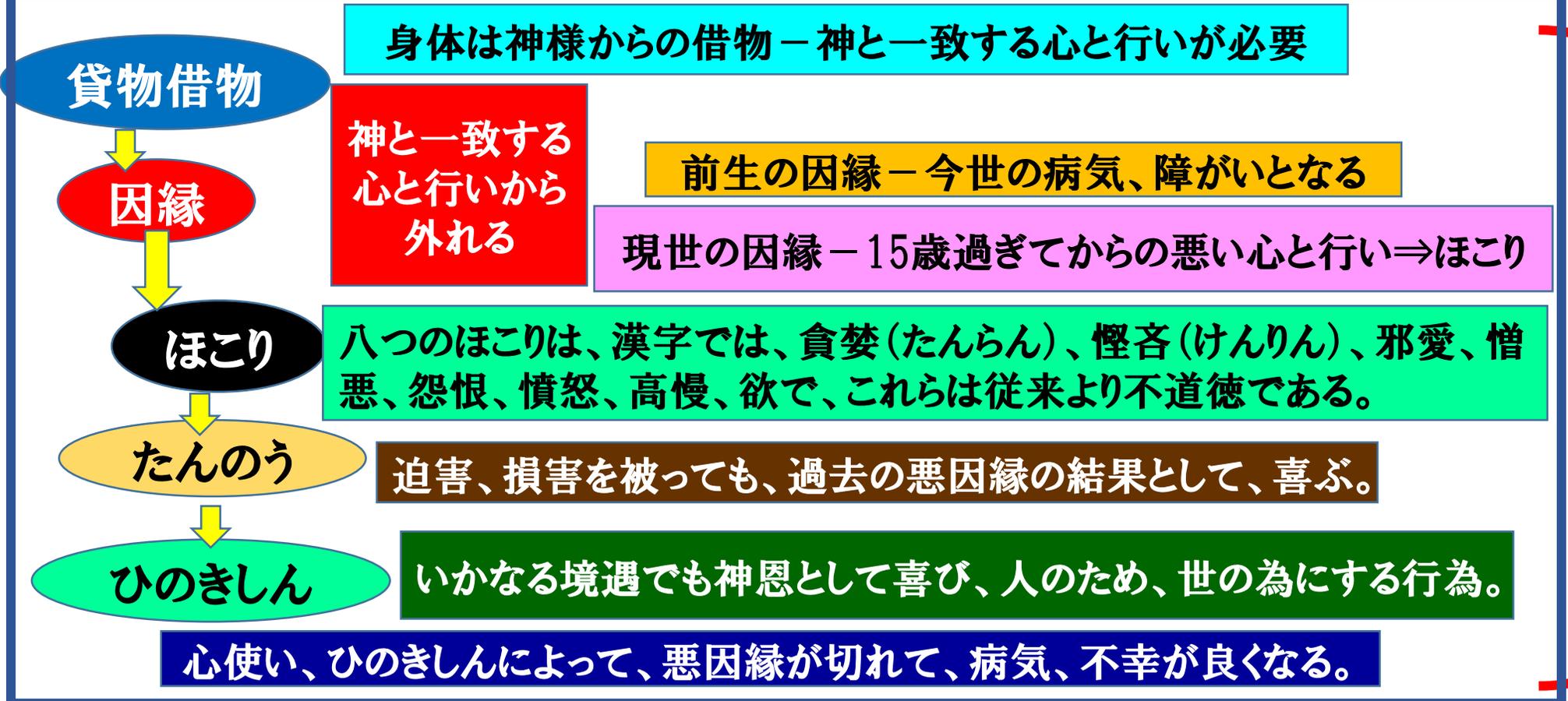
現在の『天理教教典』後編(実践編)の教理の原型は、明治45年に開催された「三教会同」(政府が主催して仏教・キリスト教・神道の各宗教家が集まって、宗教家が国家社会のために尽力することを話し合うことを目的とした会合)後に、その趣旨に沿って表明した文書『三教会同と天理教』にある。内容はほとんど同じといつてもいいものだ。ただ、「陽氣ぐらし」はここにはまだ出ていない。

ここに引用した大正6年の「陽氣ぐらし」という文章は、この教理を實踐していく過程が「陽氣ぐらし」という言葉が使われるほぼ最初のものではないかと思われる。「おさしづ」の中にこの言葉があることから、「陽氣づくめ」に替えて、意味は大幅に変えて採用されたものと思われる。

神様(おやさま)が『陽気づくめの心なるよふ』、『早く陽気になりてこい』と仰せられた陽気は言ふ迄もなく、真の陽気であって、如何なる場合にも神様の御恩を感じ、借物貸物の理を忘れず、自分の因縁を自覚して、どんなことがあつても、どんな目に出会つても、これは自分が過去に作った因縁の現はれである、過去に蒔いた種子の生えたるものであると悟りて、自分の因縁のざんげをしつつ、所謂『たんのう』の理を修めて、これで結構、これでこそ過去に作った悪因縁を切つて頂くことができるのである、と難儀、苦勞、不自由の中から、真実喜んで、勇んで通ることであつて、これが真の陽気である。 —中略— 『陽気ぐらし』を続けて行けば、遂には悪因縁は切れて白因縁の人となり、病気、災難、不自由等のいまはしきことは求めても来たらず、健康、幸福、自由等の望ましきことは求めずとも来るやうになり、精神的には勿論、物質的にも真の『陽気ぐらし』をさせて頂くことができるやうになるに相違ない。

『道乃友』大正6年4月号「陽気ぐらし」のポイント部分

『三教会同と天理教』 「教理の要領」の構成



教理の実践課程を「陽気ぐらし」といつ

十号103「のさきハセカヘぢうつへん」までもよふきづくめにみなしてかゝる「のよな社会性は、この陽気ぐらし」にはない。どこまでも個人の因縁を切るとされる我慢の教理である。

なぜ「陽気づくめ」から「陽気ぐらし」に変わったのだろうか？

年	天理教事項	一般社会
1903 (M36)	1月明治教典(天皇家の先祖十柱の神を総称して天理大神とする)完成。8月第1回(明治教典普及の)教師講習会開催、9月高安(分)にて同講習会開催。	
1904 (M37)	教内改善のため、1400名の(明治教典に異を唱える)教師が辞任させられた	2月日露戦争勃発
1907 (M40)	本席没	
1908 (M41)	天理教一派独立	戊申詔書宣布
1910 (M43)		大逆事件 韓国併合
1912 (M45.T1)	三教会同開催 『三教会同と天理教』を発行(ほぼ現在の「天理教教理」が出来る)	
1914 (T3)	初代真柱没 正善(11歳)管長襲職 山沢為造管長職務摂行者となる	
1917 (T6)	天理教は『「陽気ぐらし」の宗教』に変わる	

大逆罪(たいぎやくざい)－天皇・太皇太后・皇太后・皇后・皇太子・皇太孫に対し危害を加え、または加えようとする罪で、法定刑は死刑のみ。

戊申詔書(ぼしんしょうしょ)－日露戦争後の暴動の続発、社会主義の浸透などによる人心不安を解消し、天皇制国家観の普及徹底を計る目的で醇風(じゅんぷう)美俗の固守、耐乏生活の強要など、国民の守るべき規範として出された。

引続き真之亮「このやしきに道具雛型の魂生れてあるとの仰せ、このやしきをさして此世界始まりのぢば故天降り、無い人間無い世界拵え下されたとの仰せ、**上も我々も同様の魂との仰せ**、右三箇条のお尋ねあれば、我々何んと答えて宜しう御座りましようや、これに差支えます。人間は法律にさからう事はかないません。」

さあ／＼月日がありてこの世界あり、世界ありてそれ／＼あり、それ／＼ありて身の内あり、身の内ありて律あり、律ありても心定めが第一やで。《おさしづ明治二十年一月十三日(陰曆十二月二十日)教祖自身のお話》

教典講習会の実施 ⇒ 教師1400名を罷免

教師講習会の開催 — 右教典は、いう迄もなく当時の国是に歩を一にした線にそって編纂することを余儀なくされ、この編纂を指導した人達が、此の中へ如何にして少しでも多く親神様の思召を盛るかについて腐心されたかが分るのである。**明治教典は、いわば独立請願書に添附する書類として編纂されたものであったが、当局は、只これを書類として留めることを許さなかった。**茲に於て、愈々同教典を実行することとなり、本部に於ては、早速此の教典を教会及び信徒に頒布すると共に、神道天理教会教師講習会規程を制定、同三十六年八月十八日より九月五日迄、十九日間の長きに亘って、先ず第一回教師講習会を開催、以て**教典の普及に専心することとはなった。**(『潮の如く』上P67.上村福太郎.1959)

神道教会公認のために教典を出した。そのときには、天皇と天皇の先祖の神々を十柱並べまして天理大神として、天神地祇八百万の神がいる中で、もっとも顕著なる、はっきりしたご守護をくださる十柱の神様を天理大神と崇める、とこういう教典を出しました。現行の教典を昭和教典と言い、これを明治教典と呼んでいる。

それに反対の「**教祖は、天皇も人間と仰ったのだ**」という意見を言った教師を、**千四百人も罷免**して明治教典を出したのです。これは、明治三十六年に、天理教教典として明治教典を出しまして、三十七年に千四百名のよふぼく、取次人を罷免しているのです。その中で一番有名なのが、泉田藤吉さんと、萬田萬吉さん。

泉田藤吉さんというのは、十一もの直属教会を布教して作ったという人なのです。そして、私たち東本の人間は、東本の初代会長中川よしの旦那さん、中川禰吉が、中川よしがまだ布教しないうちに、泉田藤吉さんと、南の松永さんと中川彌吉の三人で、御津大教会を始めとして中津大教会に至るまで、直属教会を作る布教の旅をしていたということを誇りに私たちは思っているわけですが、その一人である泉田藤吉さんを罷免し、伊賀にある、というより、おぢばの山沿いにあります島ヶ原大教会長になりました萬田萬吉さんも罷免しているのです。

神道天理教会本部というものが、明治教典を基にして天皇公認になりまして、神道十三派の中で最大の教勢を誇ったのですが、天神地祇八百万神(てんしんちぎやおよろづのかみ)と言いますが、天神と言いますのは、天皇宗の系列に属する神、『古事記』『日本書紀』の中に出てくる、天皇家の先祖の神を「天神」と言い、国々の「地紙」(ちぎ)というのは国つ神(くにつかみ)と呼ばれて、「オオクユヌシノミコト」とか「コトシロヌシノミコト」とか呼ばれている、国々の神。／ 天神地祇というのを尊んで、古事記・日本書紀で、日本は神道国家であるという宣言をしているので、天理教団が明治政府に許可されたのです。／ そして、明治の天皇制軍国主義が発達して、明治、大正、昭和と三代の天皇の方針で、昭和二十年にこの天皇制軍国主義が滅びたのです。(『ほんあづま』No449. P4)

「天子は決して『神の子』でもなんでもない」—大逆事件の発端

○八年。一月三日、宮下は差出人不明の小包を受取る。中から粗末な印刷でうすっぺらなパンフレットが五〇部ばかり出てきた。表紙には、赤地に白抜きで「無政府共産」と横書きされ、赤字で「入獄紀念」と縦書きされ、真ん中あたりには白抜きで「革命」の赤旗が描いてある。現在の目で見ても、小さいのになかなかの迫力である。宮下が表紙をめくってみると、いきなり「小作人ハナゼ苦シイカ」という見出しが掲げられていた。これがこの小冊子の本文のタイトルだった。

読み進むと、小作人が苦しい理由として三つの「迷信」に縛られているからだであった。一つは、地上に小作料を納めるのは当然とする「迷信」、二つは納税義務は当然と思う「迷信」、三つは軍備がないと外国人に殺されるから兵役義務は当然とする「迷信」。そこで『無政府共産』の筆者は、政府を無くし、政府の親玉の天子なき自由の国にしようではないかと訴えていた。**天子は決して「神の子」でもなんでもない**、小学校の教師などから騙されているだけだ、などと説いていた。読み方によれば、アジテーションに近い小冊子である。

宮下はわずか一五ページのこの文書が肺腑に沁みわたり、今までのもやもやした疑問が一気に氷解していくようで快哉(かいさい)を叫びたくなった。冒頭の「なぜにおまいは、貧乏する。ワケをしらずば、きかしやうか。天子金もち、大地主。人の血をすう、ダニがおる」という俗謡がまた、すんと胸に落ちた。宮下がこの小冊子の送り主が、箱根・大平台の曹洞宗・林泉寺の第一〇代住職の内山愚童(一八七四年生まれ)だと知ったのはずっと後であり、愚童には一面識もなかった。(『大逆事件』P32.田中伸尚.岩波書店.2010)



愚堂が密かに 1000 部出版したパンフの復刻本。提供：柏木隆法氏 (『大逆事件』P33)

天皇家の先祖の神々を総称する天理大神を信仰せよと言われた信仰者のうち、教祖は「天皇も人間と仰った」と言いそれに同意しない教師、千四百人を「天理教団」は罷免した。それと同様に「天皇も人間」と説く人は、一般社会にもおり、それに同意する者もいた。

【大逆事件のあらすじ】 家宅搜索調書の冒頭に書かれている宮下太吉(長野県・明科の国营製材所の機械据付工)が爆発物を作っていたという事件は警察の密偵情報によって一九一〇年五月二五日に、彼が長野県警察に拘引されたのが発端である。宮下はかつて渥美牛島の愛知県・亀崎の工場労働者時代から天皇制への強い疑問を持っていたが、周囲は全く関心がないことにいら立ち、一気に爆弾製造へと走った。しかし**実際それを使うために予備、陰謀、計画していたのかを具体的に立証できる物的証拠はきわめて不透明であった。薬品は見つかったが、爆裂弾の現物も見つからなかった。**

宮下の供述から長野県・屋代町(現・千曲市)の新村忠雄、新村善兵衛兄弟、古河力作、宮下の同僚の新田融、また幸徳秋水と一緒に発刊した『自由思想』の発禁処分で東京監獄に入獄していた管野須賀子が、**爆発物取締罰則違反の容疑で次つぎと起訴されていく。** 捜査の中で須賀子の夫の秋水が浮び上り、「**幸徳伝次郎が此の事件に関係ないはずはない**」(思想係検事会同での小山松吉検事の述懐)と、予断と推論で彼を事件の「巨魁」に仕立て、五月三一日には**爆発物取締罰則違反が刑法第七三条違反の大逆罪に切り替えられた。** 秋水は同日起訴され、六月一日に湯河原で捕縛された(ここまでが「明科事件」)。

社会主義は天皇制国家を破壊する社会破壊主義だと考えていた元老・山縣有朋は、この事件を社会主義根絶の絶好の機会だと捉えた。山縣の意を汲んだ首相・桂太郎が中心になり、捜査は司法省民刑局長兼大審院次席検事の平沼騏一郎が主導した。こうして**明治国家は、社会主義思想を根絶やしにするために秋水ら自由・平等・博愛を求めた人びとを、天皇暗殺を企てたとフレームアップし、「大逆事件」という世紀の国家的事件を作った。**

「明科事件」で起訴された秋水との関係で、捜査は新宮の大石誠之助に伸び、そのつながりで顕明や節堂や成石らが検挙され、彼らを訊問する過程で「一一月謀議」という「大逆事件」の核心になるもう一つの事件が作られていった。

現場の具体的な捜査・取調べは、思想畑に強い神戸地裁検事正だった小山松吉を東京に呼んで検事主導で進められ、証拠物が何一つないのに、疑わしいというだけでどんどん検挙していった。**捕まえてから、強圧的な訊問で、天皇暗殺を共謀したという物語に合うような供述をさせて「大逆事件物語」を作っていた。**「一一月謀議」は、大阪、神戸、熊本にまで飛び火し、最終的には**二六人が起訴され、大審院特別法廷の裁判に付された。**

この事件の一つの特徴は、社会主義を信奉している、あるいはシンパ、また社会主義に近づき、関心を持ったなどというだけで、さらには「**友だちの友だち**」はあやしいという理由で「**大逆**」謀叛人にされた点である。そうして多くの人たちが家宅搜索、拘束、証人訊問、検挙、果ては殺されてしまった。**被害者の実数は不明だが、山泉進明治大学教授は起訴された二六人の数十倍に上ると指摘している**(筆者との対談「大逆事件100年ー私たちは何を克服してきたか」『世界』二〇一一年三月号)。これが思想の自由、表現の自由を殺してしまった「冬の時代」の実相であり、治安維持法の時代をつくり、戦争へと突き進む社会的土壌を用意し、支えていった。

(『囚われた若き僧峯尾節堂』P92.田中伸尚.岩波書店.2018)

大逆事件で起訴された中に3名の宗教者がいた

顕明は公判に付された直後の11月11日、本山から住職を解く差免の処分を受けた。日清戦争以後、国家に迎合した大谷派は自派の僧・顕明を切り捨てた。これは、顕明の平和と平等思想を本山が抹殺したのも同然だった。顕明にはしかし、この後にもっと過酷な仕打ちが待っていた。曹洞宗の愚童に対する処分はさらに早く、「大逆罪」で起訴される前の1909年7月6日に林泉寺の住職を諭旨免職し、まだ予審判事の意見書さえ出ない前の10年6月21日に最も重い「宗内擯斥」処分にし、僧籍を剥奪してしまった。妙心寺派も11月14日付で峯尾節堂を擯斥に処した。(『大逆事件』P70)

内山愚童	1874	大逆	死刑	36	新潟県 曹洞宗僧侶
------	------	----	----	----	--------------

箱根大平台・林泉寺住職。地元の貧しい青年らに出会い、禅宗とアナキズムの結合を試みる。『無政府共産』などの冊子を寺内で地下出版。一九一〇年四月、出版法違反、爆取で実刑、曹洞宗、一〇月六日、擯斥処分。刑死後、林泉寺境内墓地に埋骨。一九九三年四月、曹洞宗、処分取消。二〇〇五年四月、顕彰碑。二〇一三年一月一六日、出身地・小千谷市に市民ら顕彰碑建立。

高木顕明	1864	大逆	死刑 判決後 無期	46	愛知県 真宗大谷派 僧侶
------	------	----	-----------------	----	--------------------

一八九九年一二月、新宮町・浄泉寺住職。被差別部落、廃娼、非戦に取り組む。町内の仏教界で孤立。論文「余が社会主義」。判決後、一九一二年一月、擯斥処分。秋田監獄。一九一四年六月二四日、獄中縊死、五〇歳。妻子は寺を追われ名古屋へ。養女・加代子、小学生で芸者置屋に。養父の墓、浜松に建立。妻たし一九二三年一〇月、名古屋で死去。加代子一九七二年死去。一九九六年四月、処分取消、名誉回復。墓・顕彰碑、新宮・南谷墓地。

峯尾節堂	1885	大逆	死刑 判決後 無期	25	和歌山県 臨濟宗妙心 寺派僧侶
------	------	----	-----------------	----	-----------------------

幼名正一、七歳で得度。熊野川町・真如寺住職、退職後熊野の寺を転々。三重県・泉昌寺の留守居僧の時に検挙。事件直前、結婚。一九一〇年一月一四日、擯斥。千葉監獄。一九一九年三月六日、獄中病死、三三歳。一九九六年九月二八日、処分取消。墓・南谷墓地。二〇一八年三月六日、百回忌。

教団による処分の撤回

内山愚堂(曹洞宗)

曹洞宗は、1992年11月に海外伝道の加害性について謝罪文を公表した。

1977年ごろから毎年1月の刑死日に、自由・平等・博愛の相互扶助社会を語り、貧しい大平台で生を全うしようとした愚童に魅惑されたアナキストら宗門外の人たちが「愚童を偲ぶ会」を開くようになり、周囲の盛り上がりで触発された前住職の木村正寿が曹洞宗のトップ宗務総長と人権擁護推進本部長宛てに、擯斥処分の取消しと名誉回復を求めた嘆願書を提出した。92年1月である。その1年後の93年4月13日付で愚童の処分は実に83年ぶりに取り消されたのである。(『大逆事件』P335)

高木顕明(真宗大谷派)

1996年(平成8年)4月1日、真宗大谷派から僧籍復帰の名誉回復がなされた。

本山が動き始めたのは、教科書の記述内容や中曾根康弘首相(当時)の靖国神社「公式参拝」が、アジアの人びとから問われるようになり、ようやく自派の戦争責任問題にも目を向けるようになった80年代の後半からで、87年4月に開かれた全戦没者追弔法会で当時の宗務総長が初めて戦争加担を反省する責任告白をした。敗戦50年に当たる95年6月13日と15日には、宗議会と参議会で初めて「不戦決議」をし、その中で「宗門が犯した罪責を検証し」「惨事を未然に防止する努力を惜しまないことを決意」し、かつて「非国民とされ、宗門からさえ見捨てられた人々に対し、心からなる許しを乞う」と初めて踏み込んだ。また宗務総長は顕明の擯斥処分に「深く慚愧(ざんき)」し、名誉回復を図ることを明らかにした。(『大逆事件』P209)

大逆事件で被告となった3名の僧侶は、判決が出る前後に教団から僧籍をはく奪された。

1945年の敗戦後、1990年代に入ってから曹洞宗や真宗大谷派は戦争加担を反省する声明文を出す中で、大逆事件に関わった僧侶の名誉回復を行った。

臨濟宗妙心寺派も戦争責任表明は2001年であったが、その前、1996年に僧侶の復権を行った。

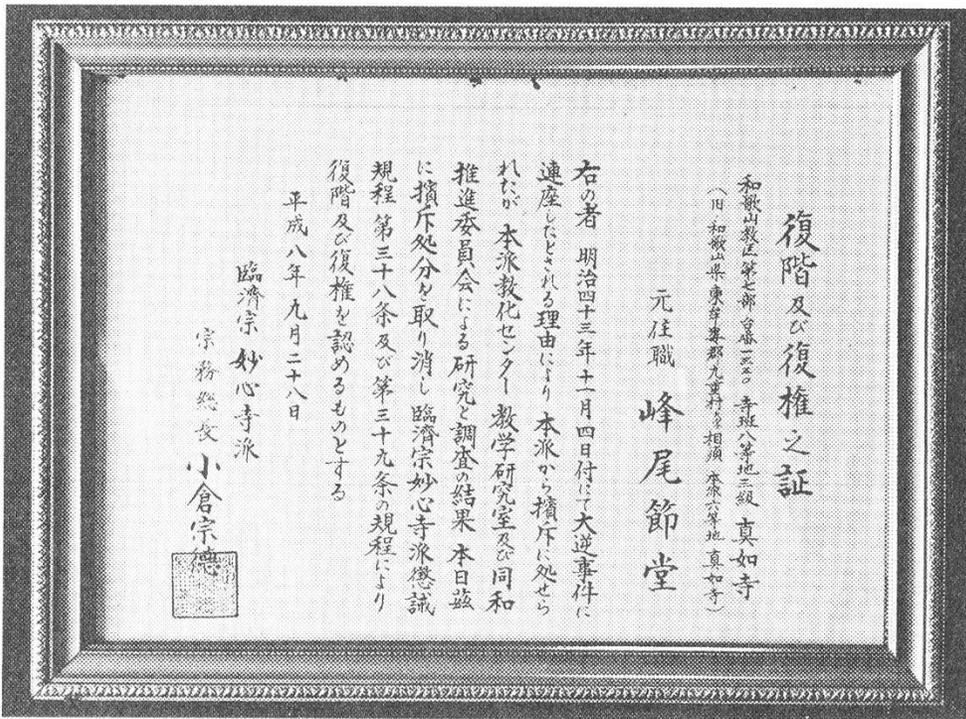
以上の状況から考えてみれば、明治37年に天皇が「神」であることを認めず、罷免された天理教師1400名も戦後、「天理教団」がその教祖を「中山みき」とするのであるならば、教祖の教えを守ったがゆえの除籍ゆえ、復権され、名誉回復されるのが当然だったのではなかろうか。

峯尾節堂(臨濟宗妙心寺派)

真如寺に飾られてある「復階及び復権之証」には、小さいが実は見落とせない誤記がある。本山が節堂を処分した日付は、「明治四十三年十一月十四日」である。同派の機関誌『正法輪』にそう明記されてある。本山としては決して忘却してはならない重大な「日」である。額の中の「証書原本」にはしかし、「十一月四日」と記されている。私が真如寺を訪れてこれに気づいたのが、節堂の処分が取り消されてから21年後の2017年である。単なる「十」の欠落でささいな誤記だが、それが12年間もそのままだった。「証書」の原本の小さなミスは、処分の取り消しで本山が一件落着にってしまったことを語っているような気がしてならない。

たとえば顕明を復権した大谷派のように彼の自殺した6月24日を「遠松忌」として、毎年多彩な取り組みを続けていれば、確実に気づかれたミスである。妙心寺本山にはそうした取り組みが「復権」の取り組みから滑落してしまった。ことばが上滑りしていたのではないか。

実際、その後21年、教団は「何もしてこなかった」ことを認める。宗務本所教学部人権擁護推進本部の担当者がこう言わざるを得ないのが実態である。復権とは節堂に刺さったトゲを抜くことではなかったのかと思うと、何もしてこなかった訳を訊かないわけにはいかない。「おっしゃるように放置してきたと言われればそのとおりで、そこには私たちの体質的な何かが・・・」。そうか、体質的か一取材を終え、妙心寺の大きな南総門を背に花園駅に向かって歩きながら、復権とは何だったのかという疑問が身体にまといつき、節堂がかわいそうでならなかった。(『囚われた若き僧峯尾節堂』P184)



妙心寺派本山による峯尾節堂の「復階及び復権之証」(真如寺本堂, 2017年, 筆者撮影)

(『囚われた若き僧峯尾節堂』P181)

平成8年は1996年。節堂氏の復権は3氏の中で一番遅かった。臨濟宗妙心寺派の戦争責任表明は2001年で、曹洞宗、真宗大谷派が教団の戦争責任を認めたとうえで、愚堂、顕明両氏の復権を認めたこととは経緯が異なる。

真宗大谷派では同派の僧侶高木顕明が獄内で自殺した6月24日に「遠松忌」という法要を毎年行っている。2017年の法要では、天理大学の名誉教授である池田士郎氏が講演し、顕明の妻子が彼の亡き後心の支えとして天理教を信仰した話をし、そこでの演劇ではみかぐらうたの手踊りが行われたという。広義の天理教は1400名の罷免後も脈々と信仰者の中に生きていたのかもしれない。しかし、今の狭義の天理教は、明治教典の講習会が行われ、大逆事件が起きた明治の時代そのままであり、そのことに対する問題意識さえない……。

遠松忌法要バスツアーに参加された方の感想

講演では「高木顕明とその娘」と題して池田士郎さん天理大学名誉教授から、事件以降、娘の加代子がどんな運命をたどるのか、の話がありました。

新宮を追われた妻と加代子は名古屋に移転します。加代子は芸者で生計を立てるのです。／彼女の心の支えになったのは天理教の信仰であった、との報告がなされました。

演劇では加代子の芸者として成功をし、父顕明を誇りにしていた気持ち演技が演じられました。／はじめて見る「ようきぐらし」のみかぐらうたと踊りが挿入されていたのにはびっくりしました。

(池田氏の解説があったのでわかりましたが・・・)
今年も心に残る遠松忌法要でした。

(バスツアーのポスター及び感想はインターネットのHPより)

大逆事件に学ぶ
遠松忌法要
バスツアーの
ご案内 記念品と観劇料つき

日帰り

かつて、親鸞聖人のお念仏の教えをいただきました。仲間と共に非戦平等を唱えた僧侶がいました。

「前を訪う 今、この時代に聞く非戦・平等の願い」
毎年好評をいただいております。遠松忌バスツアーを今年も実施いたします。かつて明治時代、親鸞聖人の教えをその身に受けとめつつ、想いを同じう仲間たちと共に、非戦平等を唱えた僧侶がいました。それが高木顕明で、のちに彼らは国家によって冤罪に処せられ、顕明自身はさらに真本願寺除名されてゆきます。それでも信念にちとづき、信仰に生きようとした生涯は時代を超えて我々の心をうつものです。ぜひに参加ください。

開催日 2017年6月24日 (土)
講師 池田士郎氏 (天理大学名誉教授)
講題 「高木顕明とその娘」

開催日程
8:00 難波別院集合
～移動・バス内で昼食(お弁当付)
13:00 新宮・浄泉寺にて法要参拝
15:00 法要後「彼の娘の娘～高代覚書～」鑑
17:00 新宮出発(途中道の駅で夕食弁当)
21:00 難波別院帰着(予定)

参加費用 10,000円/1名・学割8,000円/1名
(観劇料および記念品代込・定員約40名)
今年は特別運動企画として、高木顕明の娘さんその後の歩みを題材にした劇を上演いたします。お昼ごはん(お弁当)と記念品をご用意いたします。移動中、オリジナルビデオによる学習を行います。

主催：大阪教区教化委員会